

燃料電池トラック運行事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 宮城県（以下「県」という。）は、運輸部門における脱炭素化及び水素の利活用促進等を図るため、燃料電池トラックの運行に要する経費について、予算の範囲内において燃料電池トラック運行事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 燃料電池トラック 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する準中型自動車をいう。
- （2） 水素燃料 商用を目的とし、燃料電池トラック等に燃料として水素を供給する施設（以下「商用水素ステーション」という。）において、燃料電池トラックに供給する水素をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内を拠点として燃料電池トラックを運行する事業とし、別表第1の補助要件を満たすものとする。ただし、国又は地方公共団体の委託により燃料電池トラックを運行する事業を除く。

（申請者）

第4条 補助金を交付申請できる者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- （1） 県内に本社又は事業所を有する事業者であること。
- （2） 県が実施する燃料電池トラック導入促進事業費補助金の交付を受けて導入する燃料電池トラック（以下「補助対象車両」という。）の使用者であること。
- （3） 全ての県税に未納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付申請のあった日の属する年度内とする。

- 2 前項において、同一の補助対象車両における補助対象期間の合計は、当該車両の登録年月日の属する月から起算して72か月を超えない範囲とする。
- 3 前項に掲げる補助対象期間の合計である72か月間において、当該車両は原則として継続運行するものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に交付する補助金の額は、別表第3のとおりとする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費について、国以外の団体からの補助金等（以下「その他補助金等」という。）を併用し受ける場合は、前項の規定により算出した額からその他補助金等の額を差し引いた額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定めるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により添付しなければならない書類は、別表第4のとおりとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。
ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

イ 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での変更

ロ 補助対象経費の総額の20%以内の減少

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業が遂行困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(4) 知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(5) 第6条第3項の期間内において、継続運行中は第3条に規定する補助事業の要件を満たし続けること。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了日から起算して30日以内の日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌事業年度の4月20日までに、規則第12条第1項の補助事業実績報告書を提出するものとする。

2 前項の補助事業実績報告書は様式第4号によるものとし、添付書類は別表第5のとおりとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要綱の規定に反して補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき。

2 知事は、前項による取消しをしたときは、補助事業者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、知事が前条第1項の規定による取消しをした場合において、知事の命令があったときは、知事が定める期日（以下「返還期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(加算金)

第14条 補助事業者は、第12条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合であって、知事の請求があったときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第15条 補助事業者は、第13条の規定により補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 補助事業者が、暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号。以下「排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助事業者に係る役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員（排除条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを宮城県警察本部長に対して照会することができる。

3 知事は、補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当すること又は該当するに至ったことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第12条から第15条の規定を準用する。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月14日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第 1 （第 3 条関係）

補助要件	
1	燃料電池トラックの自動車検査証記録事項における「使用の本拠の位置」が県内であること。
2	県からの依頼（試乗会、展示会、普及啓発活動、走行データ提供等）に協力すること。

別表第 2 （第 5 条関係）

補助対象経費	内容
1 水素燃料費	商用水素ステーションにおいて補助対象車両への水素供給に要する経費。
2 普及啓発費	燃料電池トラックを運行していることを広く周知し、水素エネルギーの普及啓発に資する取組に要する経費。

別表第 3 （第 7 条関係）

補助対象経費	補助額の算出方法
1 水素燃料費	別表第 2 の 1 に掲げる費用の実績額（税込）から水素充填実績量に軽油実勢価格相当額を乗じた額を差し引いた額を 100 分の 110 で除した額 ※軽油実勢価格相当額は水素燃料 1 k g 当たり 560 円とする。 ※補助上限額は補助対象車両 1 台当たり 3,500 千円/年とする。
2 普及啓発費	別表第 2 の 2 に掲げる費用に 2 分の 1 を乗じた額 ※補助上限額は補助対象車両 1 台当たり 500 千円/年とする。

別表第 4 （第 8 条関係）

交付申請書（様式第 1 号）添付書類	様式等
事業計画	別記様式 1
補助事業に係る見積書等の写し	
誓約書	別記様式 2
登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し ※法人の場合に限る。 ※申請日時点で、発行日から 3 か月以内のもの。	
県税納税証明書 ※申請日時点で、発行日から 3 か月以内のもので、全ての県税（宮城県に対して納めるもの）に未納がないことを証明するもの。	
普及啓発の取組内容が分かる資料（普及啓発費を交付申請する場合）	
その他補助金等を受けている場合は当該金額が分かる書類（交付決定通知書等）	

別表第 5 （第 10 条関係）

実績報告書（様式第 4 号）添付書類	様式等
事業実績	別記様式 3
補助事業に係る証憑書類（契約書、請求書、支払証拠書類等）の写し	
補助対象車両の自動車検査証記録事項の写し	
振込先口座が確認できる書類（預金通帳等）の写し	
普及啓発の取組内容が分かる資料（普及啓発費の交付決定を受けた場合）	
その他補助金等を受けている場合は当該金額が分かる書類（実績報告書等）	